

## モーターボート競走法施行規則

### 1. 案内情報

- 手続名 : 日本船舶振興会が当該業務を行う際の認可
- 手続根拠 : モーターボート競走法施行規則第22条の5第2項
- 手続対象者 : 日本船舶振興会
- 提出時期 : 当該業務を行おうとするとき
- 提出方法 : モーターボート競走法施行規則第19条の申請書等を海事局総務課へ提出してください
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : 正本1通
- 申請書様式 : 提出先にお問い合わせください
- 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

- 提出先 : 海事局総務課 03 - 5253 - 8611
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- 相談窓口 : 提出先と同じ

### 3. 手続情報

- 審査基準 : モーターボート競走法第22条の2第1項の目的、同法第22条の5第1項第3号または第5号
- 標準処理期間 : なし
- 不服申立方法 : 行政不服審査法による